

島 会 甲 第 3 9 4 号
平成30年3月7日

各 所 属 長 殿

保存期間	5年
------	----

島 根 県 警 察 本 部 長

設計金額が1,000万円未満の業務委託（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント）における最低制限価格を設定した入札の実施について（通達）

業務委託の品質を確保し、県内企業の経営悪化を防止するため、下記のとおり、設計金額が1,000万円未満の業務委託において、最低制限価格を設定した入札を実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 最低制限価格を設定した入札を行う対象業務委託

設計金額が1,000万円未満の業務委託（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント）とする。

2 最低制限価格の算定方法

次に定める基準により、算定するものとする。

業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の48%	①～④の合計額 (※1)
地質調査業務 (一般調査業務)	直接調査費の額	間接調査費の額	—	諸経費の45%	①～④の合計額 (※1)
地質調査業務 (解析等調査業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費の48%	①～④の合計額 (※1)
土木コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費の48%	①～④の合計額 (※1)
建築コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額 (構造適合判定 手数料を除く)	技術経費の50%	諸経費の60%	①～④の合計額 (※1)
補償コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費の45%	①～④の合計額 (※1)

(※1) : 概ねの数値である。

3 適用日

平成30年4月1日以降に、入札公告、指名通知を行う業務委託から適用する。